

株 主 各 位

静岡県焼津市小川新町5丁目8番13号  
焼津水産化学工業株式会社  
代表取締役社長 山本 和 広

## 第56期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 平成27年6月26日（金曜日）午前10時  |
| 2. 場 所          | 静岡県焼津市三ヶ名1550番地<br>焼津市文化センター1階 小ホール<br>（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第56期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）<br>事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の<br>連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第56期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）<br>計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項         |   |
| 第1号議案           | 剰余金処分の件   |
| 第2号議案           | 定款一部変更の件  |
| 第3号議案           | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件  |
| 第4号議案           | 監査等委員である取締役3名選任の件   |
| 第5号議案           | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  |
| 第6号議案           | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件  |
| 第7号議案           | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件   |
| 第8号議案           | 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の一部変更及び継続の件   |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の支配に関する基本方針」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び現行定款18条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.yskf.jp/ir/kabunusi-soukai.html>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の概況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済を取り巻く環境は、政府による経済政策や日本銀行による金融政策の実施のため、全般的には景気回復基調となっておりますが、消費税増税の影響が長引いているほか円安による原材料価格や動燃料費等の上昇もあり、景気の先行きとしては依然として不透明な状況となっております。

このような中、当社グループでは、新中期経営計画「Change & Challenge」の2年目にあたり、中期経営計画の最終目標である連結営業利益22億円を達成するために、当連結会計年度の営業利益目標17億円を目指し、自らが“変化”し、新しいことに“挑戦”していく企業風土を醸成しながら、更なる企業価値向上と持続的な成長の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。具体的には、i. ROE経営の指向、ii. 経営陣の刷新と執行役員制度の導入、iii. 新事業領域の開拓、iv. 新工場の稼働、v. 営業体制の抜本的改革、vi. 有力商品の開発・上市、vii. 有償ストックオプションの導入など、販売及び開発の体制を見直して既存事業を強化しつつ、新たに女性プロジェクト「働く女性研究所」を立上げ化粧品「NAG+[ナグプラス]」シリーズを上市するなど、新規事業領域への進出に注力しました。また、製造面では、新掛川工場が8月28日に竣工し、生産性及び品質の向上と事業継続計画（BCP）対策に取り組みました。

以上の結果、売上面につきましては、水産物事業で増収を確保したものの、主力の調味料事業における粉体調味料の減収、機能食品事業においては、医療栄養食のOEM生産の減少と、消費税増税の影響が顕著に表れ年間を通じて低調に推移した機能食品並びに機能性食品素材の受注減少が響き、当連結会計年度の連結売上高は193億86百万円（前年同期比△4億68百万円、2.4%減）となりました。利益面につきましては、販売費及び一般管理費の削減に取り組んだものの、円安による原材料費や動燃料費の値上がりや新掛川工場の減価償却負担が大きく、連結営業利益は9億45百万円（同△2億84百万円、23.1%減）、連結経常利益は10億56百万円（同△2億61百万円、19.9%減）、連結当期純利益は6億80百万円（同△2億40百万円、26.1%減）となりました。

当連結会計年度のセグメント別の業績は以下のとおりです。

a. 調味料

調味料は、主に加工食品メーカー向けの液体調味料や粉体調味料の製造販売及び各種わさび類他香辛料の製造販売です。売上高は粉体調味料の販売が市場の競争激化による減少などから2億53百万円減収したことが大きな要因となり、84億61百万円（前年同期比△2億57百万円、3.0%減）、セグメント利益（営業利益）は円安による原材料費、燃料動力費の値上がりに加え、掛川工場の減価償却負担などにより8億8百万円（同△4億7百万円、33.5%減）となりました。

b. 機能食品

機能食品は、機能性食品素材及び機能食品の製造販売及び医療栄養食のOEM製造販売です。売上高は、医療栄養食のOEM製造販売の2億29百万円減少が大きく、加えて消費税増税のあおりを受けたUMIウェルネス㈱の減収が1億57百万円、並びに機能性素材の需要低下で1億39百万円減収などにより58億10百万円（同△5億30百万円、8.4%減）、セグメント利益（営業利益）はUMIウェルネス㈱の広告宣伝費、物流コストの削減などにより5億85百万円（同41百万円、7.7%増）となりました。

c. 水産物

水産物は、主に冷凍マグロ・冷凍カツオの原料販売並びに加工製品の製造販売です。売上高はOEM加工が順調に推移したことなどにより37億91百万円（同2億61百万円、7.4%増）となりました。セグメント利益（営業利益）は、前期から続く原料高の影響はあったものの、役務収入の増加などにより23百万円（同13百万円、144.0%増）となりました。

d. その他

その他は、その他商品の販売ですが、売上高は13億23百万円（同57百万円、4.5%増）、セグメント利益（営業利益）は72百万円（同△3百万円、4.9%減）となりました。なお、当連結会計年度から販売を開始した化粧品通販事業の売上10百万円を含みます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に要した設備投資の総額は、18億51百万円であり、その主なものは、当社掛川新工場建設費用16億12百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資または社債発行等による非経常的な資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第53期 平成23年度	第54期 平成24年度	第55期 平成25年度	第56期 平成26年度
売 上 高(百万円)	20,387	20,813	19,855	19,386
経 常 利 益(百万円)	1,381	1,456	1,318	1,056
当 期 純 利 益(百万円)	667	886	921	680
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	47円51銭	63円52銭	69円52銭	53円59銭
総 資 産 (百万円)	21,493	21,626	23,606	24,955
純 資 産 (百万円)	17,833	18,190	18,863	19,196
1 株 当 たり 純 資 産 額	1,269円24銭	1,352円39銭	1,462円98銭	1,548円01銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しています。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
マルミフーズ株式会社	100百万円	100%	水産物の加工・販売
大連味思開生物技術有限公司	505百万円	100%	調味料等の製造・販売
UMIウェルネス株式会社	50百万円	100%	健康食品の通信販売

#### (4) 対処すべき課題

当社グループでは、平成25年5月に新中期経営計画「Change&Challenge」を発表しました。本計画では、4つの柱（i. 既存事業の深化、ii. 新商品・サービス開発、iii. 新規顧客開拓、iv. 新事業領域開拓）に経営資源（ヒト・物・金）を集中投入し、成長戦略を描いていくことを基本方針としています。

本計画を“成長への再挑戦”と位置づけ、平成28年3月期に過去最高営業利益を達成すべく、以下の重点施策を推進してまいりました。しかしながら、消費税増税後の国内消費の低調と輸入原料を主としたペットフード向け粉体調味料の販売減少、サプリメント向け機能性素材の低迷が重なり、中期経営計画を大幅に下回る見込となりました。

そこで今般、一部低採算事業（医療栄養食、香辛料等）の撤退・縮小を主体とした事業構造改革に取り組むとともに、中期経営計画を大幅に見直すこととしました。なお、本方針は、資本効率の向上を目指して経営指標とした、ROE（自己資本利益率）の改善にも寄与するものです。

##### ① 既存コア事業の深耕、BCP対応

事業構造改革により筋肉質になった収益構造を維持すると共に、当社グループの主力とする調味料事業及び機能食品事業を更に深耕すべく、営業と開発の体制を見直すとともに、事業継続計画（BCP）の一環にて新設した新掛川工場（静岡県掛川市）は昨年9月から生産開始しました。最新鋭となった設備及び制御機能の安定稼働に目途が立ち、更なる設備投資にも積極的に取り組んでおります。また、機能性素材を使用した商品への機能性表示の制度を販売ツールとして、機能食品素材の販売強化に注力致します。

##### ② グローバル展開と新たな海外拠点（東南アジア）の設置

当社グループは、成長著しい中国への足掛りとして平成16年に100%出資子会社「大連味思開生物技術有限公司」を設立しました。次なる展開として、今後成長が期待される東南アジアのマーケットを開拓すべく、ASEAN地域に拠点を開設する準備を進めています。この一環として、楽天アジアに出店し、当社の得意分野である和食の出汁を商品化してアンテナ販売を開始しております。

##### ③ 新事業への挑戦

当連結会計年度は、新たな成長エンジンの確立のため、当社グループの得意とする「おいしさと健康」の食品カテゴリーに加え、化粧品、農業、環境などノンフーズの分野への事業拡大を図るべく様々な仕掛けを行ってまいりました。

具体的には、昨年9月に女性目線の商品開発をテーマとした「働く女性研究所」ブランドの化粧品「NAG+[ナグプラス]」シリーズの上市を果たしました。また、農業分野には機能性肥料「きちんとみのーる」の機能データ収集を開始し、一部の農作物に良好な結果が見出されつつあります。

##### ④ グループ経営基盤の強化

グループ経営基盤の強化を目指し、連結子会社における事業構造改革の一環

としてオーケー食品株式会社を前連結会計年度に吸収し、スリム化したグループ全体で経営指標を生かしたPDCA管理を行っております。この中で、全体最適の観点から収益力の強化と資本効率の向上を目的に、本年1月、事業構造改革の第2段となる医療栄養食事業の全部撤退と香辛料事業の縮小を決め、着々と準備に取りかかっています。なお、資本効率の観点では、政策保有目的であった持合株式の解消など資産の流動化を進めております。

当社グループを取り巻く環境は、厳しい状況ではありますが、より一層「食の安心・安全」に徹し、更に事業領域の拡大を模索しつつ経営基盤を充実させていく所存です。株主の皆様におかれましては、更なるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、次の製品を主体とした製造・販売ならびに関連商品の販売を行っています。

区 分	主 要 品 目
調 味 料	各種エキス、各種オイル、各種スープ、各種粉体調味料、風味調味料、各種具材・惣菜、各種低塩調味料、調味料類受託加工、各種わさび類他香辛料など
機 能 食 品	各種海洋機能性素材、キッチン・キトサン・オリゴ糖類、医療栄養食を含む各種機能食品、各種機能食品受託加工など
水 産 物	冷凍マグロ・カツオ加工、水産物問屋業、倉庫業など
そ の 他	その他商品など

### (6) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

#### ① 当社

名 称	所 在 地
本 社	静岡県焼津市
静 岡 本 部	静岡県静岡市駿河区
榛 原 工 場	静岡県牧之原市
焼 津 ・ 団 地 工 場	静岡県焼津市
大 東 工 場	静岡県掛川市
静 岡 工 場	静岡県静岡市駿河区
吉 田 工 場	静岡県榛原郡吉田町
掛 川 工 場	静岡県掛川市
東 京 営 業 所	東京都品川区
大 阪 営 業 所	大阪府大阪市淀川区
名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市中種区
九 州 営 業 所	福岡県福岡市博多区

(注) 本社所在地は上記のとおりですが、実際の本社業務は静岡本部で行っております。

② 子会社

名 称	所 在 地
マルミフーズ株式会社	静岡県静岡市駿河区
大連味思開生物技術有限公司	中国 遼寧省 大連市
UMI ウェルネス株式会社	東京都新宿区

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
304 (85) 名	△9 (+14) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
227 (40) 名	△16 (+7) 名	36.8歳	12.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社静岡銀行	2,300百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 13,056,198株（自己株式656,171株を含む）
- ③ 株主数 15,172名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
日油株式会社	1,504,807	12.14
株式会社静岡銀行	598,100	4.82
鈴木 ミツエ	530,082	4.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	434,600	3.50
焼津信用金庫	321,371	2.59
丸啓鯉節株式会社	222,300	1.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	190,300	1.53
中野 新之助	188,000	1.52
松村 貞敏	179,101	1.44
焼津水産化学工業株式会社従業員持株会	163,011	1.31

(注) 自己株式656,171株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく当社取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）により、平成26年11月10日に493,700株の自己株式を総額487百万円で取得いたしました。

### (2) 新株予約権等の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
平成26年3月28日開催の取締役会決議による新株予約権
  - a. 新株予約権の払込金額 1個につき800円
  - b. 新株予約権の行使価格 1株につき932円
  - c. 新株予約権の行使条件

当社が平成25年度に策定した中期経営計画に準じて設定された下記に掲げる条件を達成した場合にのみ、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数（1個未満の端数は切捨て）を行

使うことができる。

- ・平成28年3月期の監査済みの当社連結損益計算書において連結営業利益が2,000百万円を超過した場合  
行使可能割合：60%
  - ・平成28年3月期の監査済みの当社連結損益計算書において連結営業利益が2,100百万円を超過した場合  
行使可能割合：80%
  - ・平成28年3月期の監査済みの当社連結損益計算書において連結営業利益が2,200百万円を超過した場合  
行使可能割合：100%
- d. 新株予約権の行使期間 平成28年7月1日から平成29年6月30日まで
- e. 当社役員の保有状況

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有人数
取締役 (社外取締役を除く)	311個	普通株式 31,100株	5人
社外取締役	48個	普通株式 4,800株	1人
監査役	60個	普通株式 6,000株	1人

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成26年3月28日開催の取締役会決議による新株予約権

- a. 新株予約権の払込金額 1個につき800円
- b. 新株予約権の行使価格 1株につき932円
- c. 新株予約権の行使条件

当社が平成25年度に策定した中期経営計画に準じて設定された下記に掲げる条件を達成した場合にのみ、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数（1個未満の端数は切捨て）を行使することができる。

- ・平成28年3月期の監査済みの当社連結損益計算書において連結営業利益が2,000百万円を超過した場合  
行使可能割合：60%
- ・平成28年3月期の監査済みの当社連結損益計算書において連結営業利益が2,100百万円を超過した場合  
行使可能割合：80%

- ・平成28年3月期の監査済みの当社連結損益計算書において連結営業利益が2,200百万円を超過した場合

行使可能割合：100%

d. 新株予約権の行使期間 平成28年7月1日から平成29年6月30日まで

e. 当社使用人等への交付状況

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付人数
当社使用人	473個	普通株式 47,300株	39人
当社会社取締役	175個	普通株式 17,500株	5人

- ③ その他新株予約権に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本和広	経営統括本部長兼営業統括部長兼営業本部・開発本部管掌
代表取締役	松田秀喜	兼マルミフーズ株式会社監査役 兼UMIウェルネス株式会社監査役
取締役	石川眞理子	営業本部海外営業部長兼海外特命担当
取締役	大橋弘明	営業本部長兼東日本営業部長 兼大連味思開生物技術有限公司董事長
取締役	石野達佳	生産本部長
取締役	豊田建吾	日油株式会社 名古屋支店長
取締役	澤本猪三雄	
常勤監査役	齋藤 滋	
監査役	高藤忠治	
監査役	小山圭子	

- (注) 1. 取締役澤本猪三雄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役高藤忠治氏及び小山圭子氏は、社外監査役であります。
3. 当事業年度中の役員の変動は、以下のとおりです。
- ・齋藤 滋氏、又平芳春氏、内山毅彦氏及び林 俊行氏は平成26年6月26日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任いたしました。
  - ・平成26年6月26日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって、村松 明氏は監査役を辞任し、松永 淳氏及び岡田慈浩氏は監査役（社外）を辞任いたしました。
  - ・石野達佳氏及び豊田建吾氏は平成26年6月26日開催の第55期定時株主総会において、取締役に選任され就任いたしました。
  - ・平成26年6月26日開催の第55期定時株主総会において、齋藤 滋氏は監査役に選任され就任し、高藤忠治氏及び小山圭子氏は監査役（社外）に選任され就任いたしました。
4. 監査役高藤忠治氏は、以下の通り財務、会計及び経営に関する相当程度の知見を有しています。
- ・監査役高藤忠治氏は、株式会社静岡銀行において平成15年6月に取締役常務執行役員支店営業担当営業副本部長、平成17年6月に取締役副会長を、また、平成19年6月に静岡不動産株式会社代表取締役社長、平成20年6月に代表取締役会長、平成25年6月に取締役会長を歴任し、経営者をしていました。
  - ・監査役小山圭子氏は、社会保険労務士としての豊富な知識と経験を有しています。
5. 当社は、取締役澤本猪三雄氏及び監査役小山圭子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (1)名	118百万円 (15)百万円
監査役 (うち社外監査役)	6名 (4)名	21百万円 (8)百万円
合計	17名	139百万円

- (注) 1. 上記には、平成26年6月26日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名及び監査役3名を含んでいます。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
3. 取締役の報酬等限度額は、平成19年6月28日開催の第48期定時株主総会において年額2億2,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいています。
4. 監査役の報酬等限度額は、平成19年6月28日開催の第48期定時株主総会において年額4,000万円以内と決議いただいています。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

#### a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (13回開催)		監査役会 (11回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 澤本 猪三雄	13回	100%		
監査役 高藤 忠治	10回	100%	8回	100%
監査役 小山 圭子	10回	100%	8回	100%

(注) 高藤忠治氏及び小山圭子氏は、平成26年6月26日開催の第55期定時株主総会において監査役に選任され、選任後の取締役会及び監査役会への出席率は100%であります。

#### b. 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役澤本猪三雄氏は、取締役会に出席し、主に専門的見地から妥当性・適正性の確保のための助言及び提言を適宜行っています。

監査役高藤忠治氏及び小山圭子氏は、取締役会に出席し必要に応じ、主に専門的見地から妥当性・適正性の確保のための助言及び提言を適宜行っています。また、監査役会においても、監査の方法その他監査役の職務の執行に関して、適宜、公正かつ効率的な監査業務運営のための意見表明をしています。

- ③ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称

芙蓉監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の  
とおりであります。

### (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループ全体に係る「企業倫理規範」を整備し、代表取締役社長が率先垂範するとともに、繰り返しその精神を役職員・使用人に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理遵守を企業活動の前提とすることを徹底しています。
- ② 代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置して、当社グループ全体のコンプライアンス体制に係る規程の改廃及びコンプライアンス体制上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に付議・報告します。規定されたコンプライアンス体制は、経営企画部が事務局となって運営・管理しています。
- ③ 「企業倫理規範」に則り、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体などに対して、一切の関係を遮断し不当な要求には断固として拒否しています。
- ④ 法令・定款違反行為が発覚した場合の対応については、リスク・コンプライアンス事務局が速やかに社内外への対応を行うための規定に基づいて実施し、当該取締役・使用人に対する具体的な処分については、取締役会または担当部署にて決定しています。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制評価の基本方針」を定めるとともに財務報告委員会を設置して、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持及び向上を図っています。

### (2) 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社及び子会社の取締役の職務遂行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存しています。当社及び子会社の取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧することが可能になっています。
- ② 「情報管理規程」に則って、保存した情報を管理しています。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループのリスク管理体制を「リスク・コンプライアンス管理規程」に定め、管理状況をリスク・コンプライアンス委員会に報告・運用しています。
- ② 品質に係るリスクについては、「クレーム処理規程」に則って品質不良に対する再発防止策の実施等により管理を行うとともに、ISO9001の継続による経営管理システムの向上を図っています。
- ③ 災害に係るリスクについては、「緊急時の基本的行動指針」及び「地震・津波対策マニュアル」を制定し、経営統括本部を全社横断的な統括責任部署としています。
- ④ 情報セキュリティに係るリスクについては、「情報管理規程」「情報システム管理規程」に則り、人的、技術的、物理的対策を整備するとともに、経営統括本部が全社横断的な統括管理を行っています。なお、個人情報安全管理部会をリスク・コンプライアンス委員会の下部組織として設置し、「個人情報保護規程」等の規程類に則って管理運用しています。
- ⑤ その他のリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行っています。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、対処するものとし、緊急を要する事態が発生した際には、「緊急時の基本的行動指針」「不祥事件発生時の対応規程」「地震・津波対策マニュアル」に則って、速やかに全社横断的な対応を実施しています。

### (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「職務権限規程」に則り、会社の権限分配・意思決定ルールに基づく効率的な業務遂行を確保しています。
- ② 当社及び子会社の取締役を構成員とする経営会議を設置し、月次業績のレビューと改善策の実施などを審議し、迅速に推進しています。
- ③ 当社の取締役会による中期経営計画の承認、中期経営計画に基づく年次、事業部門毎の業務計画と予算の設定に基づき、当社の取締役会にて3ヵ月毎に計画の進捗報告を実施しています。
- ④ IR担当取締役を設け、適切な適時情報開示とIR説明会の推進により、適正な会社情報の公表により社内外への理解を得ることを徹底しています。



**(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社及びグループ会社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、グループ各社の事業に関して監督する取締役を任命し、定期的に業況報告を受けています。

これらの運用を明文化するために制定した「子会社管理規程」に則って管理運用しています。なお、法令遵守については、グループ全体のコンプライアンス体制にて管理しています。

**(6) 当社及び子会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の当社及び子会社の取締役からの独立性に関する事項**

① 現在、当社及び子会社の監査役の職務を補助すべき使用人は設けておりませんが、内部監査室との適切な連携によって、実効的な監査役監査を補完できるものと考えています。

② 当社及び子会社の監査役は、特定の業務における監査において、代表取締役社長及び当該業務の所管取締役の承認を得て、内部監査室または当該部署の職員を指名するとともに、合理的な範囲で監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、当社及び子会社の監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関しては代表取締役社長及び当該部署の所管取締役等の指示命令に優先することを徹底しています。

**(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

① 当社及び子会社の取締役または使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事案が生じた場合は、速やかに当社及び子会社の監査役に報告することを徹底しています。

② 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定しています。

**(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

① 当社及び子会社の監査役と代表取締役社長及び各取締役は、必要に応じ、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換しています。

② 監査役は、内部監査室の実施する内部監査の計画について協議に加わり、内部監査室は、内部監査結果の報告等、監査役との連携に努めています。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けています。利益配分としては、時代のニーズに対応するための研究開発、生産、市場開拓等への投資を進めながら、競争力の維持・向上を図ることで安定的な利益を確保し、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としています。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき14円の予定とさせていただきます。既に、平成26年12月2日に実施済みの中間配当金1株当たり10円とあわせて、年間配当金は1株当たり24円となります。

---

(注) 事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、また割合、1株当たりの数値及び持株比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>12,763,568</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,063,988</b>
現金及び預金	4,882,275	支払手形及び買掛金	1,908,056
受取手形及び売掛金	4,266,043	短期借入金	1,000,000
商品及び製品	1,350,511	1年以内返済予定の長期借入金	200,000
仕 掛 品	143,227	リ ー ス 債 務	19,201
原材料及び貯蔵品	1,781,525	未 払 法 人 税 等	323,583
繰延税金資産	79,957	未 払 消 費 税 等	23,144
そ の 他	267,180	賞 与 引 当 金	115,231
貸倒引当金	△7,153	そ の 他	474,770
<b>固 定 資 産</b>	<b>12,192,302</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,695,670</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>8,680,584</b>	長 期 借 入 金	1,100,000
建物及び構築物	3,214,566	リ ー ス 債 務	17,350
機械装置及び運搬具	2,376,593	繰延税金負債	553,142
土 地	3,000,335	退職給付に係る負債	11,742
リ ー ス 資 産	33,880	長 期 未 払 金	13,434
そ の 他	55,208		
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>72,054</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>5,759,658</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,439,662</b>	(純資産の部)	
投資有価証券	3,216,012	<b>株 主 資 本</b>	<b>17,898,135</b>
退職給付に係る資産	53,532	資 本 金	3,617,642
繰延税金資産	3,752	資 本 剩 余 金	3,414,133
そ の 他	173,936	利 益 剩 余 金	11,489,360
貸倒引当金	△7,571	自 己 株 式	△623,001
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,297,224</b>
		その他有価証券評価差額金	1,153,426
		為替換算調整勘定	143,798
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>853</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>19,196,212</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>24,955,871</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>24,955,871</b>

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		19,386,231
売上原価		15,364,756
売上総利益		4,021,475
販売費及び一般管理費		3,076,451
営業利益		945,023
営業外収益		
受取利息	6,534	
受取配当金	65,560	
受取賃貸料	718	
為替差益	46,560	
その他	49,866	169,239
営業外費用		
支払利息	3,835	
たな卸資産廃棄損	35,688	
損害賠償金	6,771	
その他	11,403	57,698
経常利益		1,056,564
特別利益		
固定資産売却益	429	
投資有価証券売却益	132,958	
保険収益	13,096	146,484
特別損失		
固定資産除却損	4,588	
投資有価証券売却損	1,510	
投資有価証券償還損	1,718	
損害賠償金	47,849	
会員権売却損	781	
減損損失	53,577	110,025
税金等調整前当期純利益		1,093,022
法人税、住民税及び事業税	362,338	
法人税等調整額	49,943	412,281
少数株主損益調整前当期純利益		680,741
当期純利益		680,741

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日 残高	3,617,642	3,414,133	11,143,860	△135,023	18,040,613
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△335,241		△335,241
当期純利益			680,741		680,741
自己株式の取得				△487,977	△487,977
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	345,499	△487,977	△142,477
平成27年3月31日 残高	3,617,642	3,414,133	11,489,360	△623,001	17,898,135

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
平成26年4月1日 残高	725,775	97,207	822,983	—	18,863,596
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△335,241
当期純利益					680,741
自己株式の取得					△487,977
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	427,650	46,590	474,241	853	475,094
連結会計年度中の変動額合計	427,650	46,590	474,241	853	332,616
平成27年3月31日 残高	1,153,426	143,798	1,297,224	853	19,196,212

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

焼津水産化学工業株式会社  
取締役会 御中

#### 芙蓉監査法人

指 定 社 員      公 認 会 計 士      畔 村 勇 次 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公 認 会 計 士      鈴 木 信 行 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、焼津水産化学工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、焼津水産化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

焼津水産化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役	齋藤滋	Ⓔ
社外監査役	高藤忠治	Ⓔ
社外監査役	小山圭子	Ⓔ



# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>11,769,240</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,562,218</b>
現金及び預金	4,316,906	買掛金	1,553,055
受取手形	391,520	短期借入金	1,000,000
売掛金	3,574,594	1年以内返済予定の長期借入金	200,000
商品及び製品	1,110,476	リース債務	12,073
仕掛品	143,227	未払金	243,963
原材料及び貯蔵品	1,665,698	未払法人税等	319,878
繰延税金資産	68,835	未払消費税等	16,407
短期貸付金	260,000	未払費用	78,946
その他の	241,516	預り金	15,089
貸倒引当金	△3,537	賞与引当金	106,751
<b>固定資産</b>	<b>12,547,799</b>	設備関係未払金	12,335
<b>有形固定資産</b>	<b>8,218,776</b>	その他	3,717
建物	2,417,422	<b>固定負債</b>	<b>1,672,600</b>
構築物	505,821	長期借入金	1,100,000
機械及び装置	2,232,854	リース債務	8,872
車両運搬具	1,899	長期未払金	10,584
工具器具及び備品	41,232	繰延税金負債	553,142
土地	3,000,335		
リース資産	19,210		
<b>無形固定資産</b>	<b>44,132</b>	<b>負債合計</b>	<b>5,234,818</b>
のれん	4,716	(純資産の部)	
工業所有権	608	<b>株主資本</b>	<b>17,931,694</b>
電話加入権	5,631	資本金	3,617,642
水道施設利用権	718	資本剰余金	3,414,133
ソフトウェア	31,720	資本準備金	3,414,133
リース資産	738	利益剰余金	11,522,919
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,284,890</b>	利益準備金	348,182
投資有価証券	3,200,861	その他利益剰余金	11,174,737
関係会社株式	705,980	固定資産圧縮積立金	37,699
関係会社長期貸付金	210,255	別途積立金	8,400,000
出資金	58,096	繰越利益剰余金	2,737,037
前払年払費用	53,532	<b>自己株式</b>	<b>△623,001</b>
長期前払費用	7,829	評価・換算差額等	1,149,672
その他の	55,906	その他有価証券評価差額金	1,149,672
貸倒引当金	△7,571	<b>新株予約権</b>	<b>853</b>
<b>資産合計</b>	<b>24,317,040</b>	<b>純資産合計</b>	<b>19,082,221</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>24,317,040</b>

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	14,467,076
売 上 原 価	11,723,884
売 上 総 利 益	2,743,192
販売費及び一般管理費	1,865,205
営 業 利 益	877,986
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	7,286
有 価 証 券 利 息	5,364
受 取 配 当 金	65,418
為 替 差 益	49,982
受 取 賃 貸 料	31,658
雑 収 入	47,684
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3,528
た な 卸 資 産 廃 棄 損	35,473
損 害 賠 償 金	6,578
雑 損 失	10,822
経 常 利 益	56,402
特 別 利 益	1,028,977
固 定 資 産 売 却 益	63
投 資 有 価 証 券 売 却 益	132,958
保 険 収 益	13,096
特 別 損 失	146,117
固 定 資 産 除 却 損	4,568
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,510
投 資 有 価 証 券 償 還 損	1,718
会 員 権 売 却 損	781
減 損 損 失	53,577
損 害 賠 償 金	47,849
税 引 前 当 期 純 利 益	110,006
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	352,389
法 人 税 等 調 整 額	42,779
当 期 純 利 益	1,065,089
	395,168
	669,920

## 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計
					固定資 産圧縮 積立金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金	
平成26年4月1日 残高	3,617,642	3,414,133	3,414,133	348,182	38,113	8,400,000	2,401,944	11,188,241
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△335,241	△335,241
固定資産圧縮積立金の取崩					△413		413	—
当期純利益							669,920	669,920
自己株式取得								—
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)								—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△413	—	335,092	334,678
平成27年3月31日 残高	3,617,642	3,414,133	3,414,133	348,182	37,699	8,400,000	2,737,037	11,522,919

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成26年4月1日 残高	△135,023	18,084,993	723,369	723,369	—	18,808,363
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△335,241				△335,241
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
当期純利益		669,920				669,920
自己株式取得	△487,977	△487,977				△487,977
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)		—	426,303	426,303	853	427,156
事業年度中の変動額合計	△487,977	△153,298	426,303	426,303	853	273,857
平成27年3月31日 残高	△623,001	17,931,694	1,149,672	1,149,672	853	19,082,221

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

焼津水産化学工業株式会社  
取締役会 御中

### 芙蓉監査法人

指 定 社 員      公 認 会 計 士      畔 村 勇 次      ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公 認 会 計 士      鈴 木 信 行      ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、焼津水産化学工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、各営業所及び各工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を、内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

焼津水産化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 齋藤 滋 ⑩

社外監査役 高藤 忠治 ⑩

社外監査役 小山 圭子 ⑩

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりにいたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

第56期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりにいたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき14円  
配当総額173,600,378円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月29日（月）

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 法令で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力を2年とする旨を、定款第20条として新設するものであります。
- (3) 取締役が期待された役割を十分に発揮できるように取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、及び取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）が期待される役割を十分に発揮できるようにするため責任限定契約を締結することができる旨を、定款第29条として新設するものであります。なお、定款第29条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第33条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条及び第38条を削除するものであります。
- (5) その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。



## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. 監査役会</li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条～第6条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は9名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は株主総会の決議により選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u> (削除)</li> <li>3. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は9名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(補欠の監査等委員である取締役の選任の効力)</p> <p>第20条 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議方法)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(決議方法)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第28条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 当社の監査役は株主総会において選任する。 ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>(招集通知)</p> <p>第32条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p>(決議方法)</p> <p>第33条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第35条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第36条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(招集通知)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第32条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。</p> <p>第39条～第40条 (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>第35条～第36条 (現行どおり)</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	やまもと かずひろ 山本 和広 (昭和24年4月11日生)	昭和48年4月 株式会社静岡銀行入行 平成9年6月 同行 営業企画部長 平成11年4月 同行 理事呉服町支店長 平成13年6月 同行 執行役員本店営業部長 平成15年6月 同行 退任 平成15年6月 静銀ディーシーカード株式会社代表取締役社長 同社 代表取締役社長退任 平成16年6月 常勤監査役 平成16年10月 UMI ウェルネス株式会社監査役 平成17年6月 常務取締役経営統括本部長 平成19年6月 代表取締役専務取締役経営統括本部長 平成22年11月 代表取締役社長（現任）	21,000株
2	まつだ ひでき 松田 秀喜 (昭和27年8月20日生)	昭和53年4月 宝酒造株式会社入社 平成14年4月 同社 TSセンター長 平成17年4月 当社出向 企画開発室部長 平成17年7月 開発本部調味料開発部長 平成19年6月 取締役開発本部研究開発部長 平成21年7月 取締役研究開発センター調味料開発部長 平成22年8月 取締役生産本部製造部長 平成22年11月 取締役経営統括本部長兼経営企画部長 平成23年4月 取締役経営統括本部長兼総務・人事部長 平成23年6月 オーケー食品株式会社監査役兼マルミフーズ株式会社監査役（現任）兼UMI ウェルネス株式会社監査役 平成23年12月 取締役経営統括本部長兼経営企画部長 平成25年4月 常務取締役開発本部長 平成25年4月 UMI ウェルネス株式会社取締役 平成26年6月 取締役専務執行役員経営統括本部長兼開発本部管掌 平成26年6月 UMI ウェルネス株式会社監査役（現任） 平成26年9月 代表取締役専務執行役員経営統括本部長兼営業統括部長兼営業本部・開発本部管掌 平成27年4月 代表取締役専務執行役員営業本部長兼開発本部管掌（現任）	11,200株



候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数
3	<p style="text-align: center;">いしかわ まりこ 石 川 眞理子 (昭和34年 6 月26日生)</p>	<p>昭和58年 4 月 当社入社 平成 6 年 3 月 製造部 工場長 平成13年 8 月 生産本部品質保証部品質保証課長 平成15年 7 月 品質保証室長 平成17年 7 月 品質保証センター長 平成19年 6 月 取締役品質保証センター長 平成22年11月 常務取締役生産本部長 平成23年 4 月 常務取締役生産本部長兼製造部長 平成23年 6 月 オーケー食品株式会社取締役 平成24年 3 月 常務取締役生産本部長兼生産技術センター長 平成24年11月 常務取締役品質保証センター長 平成25年 4 月 常務取締役営業本部長兼営業統括部長 平成26年 6 月 取締役常務執行役員営業本部長兼営業統括本部長 平成26年 9 月 取締役常務執行役員営業本部海外営業部長兼海外特命担当 平成27年 4 月 取締役執行役員経営統括本部長兼海外特命担当兼経営企画部長 (現任)</p>	11,600株
4	<p style="text-align: center;">おおはし ひろあき 大 橋 弘 明 (昭和35年 9 月13日生)</p>	<p>昭和59年 4 月 当社入社 平成14年 7 月 開発本部商品開発部商品開発課長 平成16年 9 月 大連味思開生物技術有限公司出向 同 社 総経理 平成20年 4 月 生産本部製造部大東工場長 平成21年 7 月 マルミフーズ株式会社出向 同 社 代表取締役社長 平成22年11月 生産本部製造部長 平成23年 4 月 商品開発センター長兼機能食品開発部長 平成24年 2 月 営業本部副本部長 平成24年 6 月 取締役営業本部長 平成25年 4 月 取締役営業副本部長兼海外担当 平成25年 4 月 大連味思開生物技術有限公司董事 平成25年 8 月 大連味思開生物技術有限公司董事長 (現任) 平成25年12月 取締役購買部長 平成26年 6 月 取締役執行役員購買部長 平成26年 9 月 取締役執行役員営業本部長兼東日本営業部長 平成27年 4 月 取締役執行役員営業副本部長兼海外営業部長 (現任)</p>	7,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	澤本 猪三雄 (昭和14年6月13日生)	昭和33年4月 株式会社静岡銀行入行 平成2年6月 同行 業務企画部長 平成5年4月 同行 理事検査部長 平成6年4月 元旦ビューティー工業株式会社出向 同社 常務取締役 平成15年6月 同社 専務取締役 平成17年6月 同社 取締役副社長 平成18年6月 同社 取締役退任 平成18年6月 監査役 平成22年6月 常勤監査役 平成25年6月 取締役(現任)	1,000株
6	※ 山田 潤 (昭和51年7月9日生)	平成13年4月 当社入社 平成23年7月 商品開発センター調味料開発部課長 平成26年4月 開発本部開発センター長 平成26年6月 執行役員開発本部長兼開発センター長 (現任) 平成26年6月 UMI ウェルネス株式会社取締役 (現任)	一株
7	※ 田中 勝弘 (昭和35年12月8日生)	昭和58年5月 当社入社 平成18年7月 購買部購買課長 平成26年7月 購買部長 平成27年3月 生産本部副本部長兼購買部長 平成27年4月 生産本部長兼購買部長(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 澤本猪三雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 澤本猪三雄氏は、過去の経験と知識を活かし、当社の経営を監督していただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏の当社社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、澤本猪三雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外取締役)として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員(社外取締役)となる予定です。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ、澤本猪三雄氏が原案どおり選任された場合、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。
5. ※は、新任取締役候補者であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	かとう やすし 加藤 康 (昭和30年9月29日生)	昭和54年4月 当社入社 平成5年4月 研究開発2部課長 平成14年7月 生産本部生産技術部原価管理課長 平成16年7月 商品開発部長 平成18年7月 製造部大東工場長 平成20年4月 内部監査室長 平成23年4月 経営統括本部経営企画部長 平成24年1月 内部監査室長 平成26年9月 開発本部開発センター専任部長 (現任)	5,920株
2	たかとう ただはる 高藤 忠治 (昭和26年1月14日生)	昭和48年4月 株式会社静岡銀行入行 平成11年4月 同行 執行役員沼津支店長 平成13年6月 同行 常務執行役員東部カンパニー長 平成15年6月 同行 取締役常務執行役員支店営業担当営業副本部長 平成17年6月 同行 取締役副会長 平成19年6月 静岡不動産株式会社代表取締役社長 平成20年6月 同社 代表取締役会長 平成25年6月 同社 取締役会長 平成26年6月 同社 取締役会長 退任 平成26年6月 当社 社外監査役 (現任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株 式 数
3	こやま けいこ 小山 圭子 (昭和44年1月17日生)	平成3年4月 キリンビール株式会社入社 平成15年1月 同社 退社 平成16年1月 高澤社会保険労務士事務所（現：社会 保険労務士事務所オフィスアールワ ン）入所 平成17年11月 同所 退所 平成18年4月 社会保険労務士小山事務所開所 同所 所長（現任） 平成18年7月 財団法人しずおか産業創造機構（現： 静岡県産業振興財団）経営支援アドバ イザー（現任） 平成18年10月 静岡市中小企業支援センター専門家派 遣アドバイザー（現任） 平成19年4月 社団法人静岡県労働基準協会連合会労 働時間等設定改善援助事業アドバイザ ー 平成20年4月 静岡労働局労働時間等設定改善アドバ イザー 平成24年4月 中小企業団体中央会中小企業相談支援 事業派遣専門家（現任） 平成26年6月 当社 社外監査役（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高藤忠治氏及び小山圭子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 高藤忠治氏は、財務及び会計における幅広い識見から社外取締役としての役割を適切に遂行されることが期待されるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏の当社監査役の就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。なお、原案どおり選任された場合、同氏を独立役員（社外取締役）として届け出る予定です。
4. 小山圭子氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、社会保険労務士としての豊富な知識と経験から社外取締役としての役割を適切に遂行されることが期待されるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏の当社監査役の就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、小山圭子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外監査役）として同取引所に届け出ておりますが、原案どおり選任された場合、改めて同氏を独立役員（社外取締役）として届け出る予定です。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ、高藤忠治氏及び小山圭子氏が原案どおり選任された場合、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各氏との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となります。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
さわもと いさお 澤本 猪三雄 (昭和14年6月13日生)	昭和33年4月 株式会社静岡銀行入行 平成2年6月 同行 業務企画部長 平成5年4月 同行 理事検査部長 平成6年4月 元旦ビューティー工業株式会社出向 同社 常務取締役 平成15年6月 同社 専務取締役 平成17年6月 同社 取締役副社長 平成18年6月 同社 取締役退任 平成18年6月 監査役 平成22年6月 常勤監査役 平成25年6月 取締役(現任)	1,000株

- (注) 1. 澤本猪三雄氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 澤本猪三雄氏は、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者であります。
3. 澤本猪三雄氏は、第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役以外の取締役に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、監査等委員である取締役以外の取締役に辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。
4. 澤本猪三雄氏は、過去の経験と知識を活かし、当社の経営を監督していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者としていたしました。また、同氏の当社社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、澤本猪三雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外取締役)として同取引所に届け出ており、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員(社外取締役)とする予定ですが、監査等委員である取締役に就任した場合も、引き続き独立役員とする予定です。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ、第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件」が原案どおり承認された場合、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、澤本猪三雄氏との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定ですが、監査等委員である取締役に就任した場合も、当該契約を維持または同様の契約を新たに締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成19年6月28日開催の第48期定時株主総会において年額2億2,000万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めにて代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2億2,000万円以内（うち、社外取締役分は年額2,000万円以内）と定めること、及び、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきお諮りするものです。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役は1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役の員数は7名（うち社外取締役は1名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額4,000万円以内と定めること、及び、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきお諮りするものです。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の一部変更及び継続の件

当社は、平成19年4月27日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2）の一つとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を導入することを決議し、平成19年6月開催の当社第48期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。

その後、かかる対応方針は、平成21年における改定を経て、平成24年5月11日開催の当社取締役会において、かかる変更後の対応方針（以下「旧プラン」といいます。）は、平成24年6月28日開催の当社第53期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

旧プランの有効期限は、本定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結時までとされており、同取締役会の終結時をもって満了を迎えるところ、当社は、当社第53期定時株主総会後の買収防衛策に関する議論の状況等も踏まえ、平成27年5月8日開催の当社取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、下記のとおり、旧プランに所要の変更を行った上で（以下、変更後のプランを「本プラン」と、当該変更を「本改正」と、各々いいます。）、継続することを決議いたしました。

本改正は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとされておりますので、当社定款第40条に基づき、株主の皆様のご承認をお願いするものです。

なお、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

### 1. 基本方針について

#### (1) 当社の企業価値の源泉について

当社及びその子会社（以下「当社グループ」といいます。）は、昭和34年の創立以来、天然調味料のリーディングカンパニーとして天然素材の可能性を探索し、日々の食生活を通して人々の栄養改善や健康の維持・向上に取り組むことで、多彩な商品ラインナップを提供し、株主の皆様をはじめとするステークホルダー（利害関係者）から高い信頼とご支持をいただいております。当社グループは、「天然素材の持つ無限の可能性を追求し、“おいしさと健康”を通して豊かな生活に貢献します。」をグル

ープ企業理念に掲げ、人々の食生活を通じて、社会・経済の発展に貢献し続けることを当社グループに課せられた使命としており、ステーキホルダーにとって存在価値のある企業として、永年培ってきた独自技術をベースとした食品素材の新たな価値を創造しております。「おいしさと健康」をキーワードに、調味料分野では、厳選した天然素材にこだわり、当社独自の技術で開発した液体・粉体調味料製品を製造・販売し、国内の天然調味料市場では高いシェアを維持しています。また、機能食品分野では、「N-アセチルグルコサミン」を主力とした機能性食品素材を基にして、食品分野や化粧品分野のほか幅広い分野で事業を展開しています。

また、当社グループでは、全ての役員・従業員が強い責任感を持ち、環境問題への取り組みや社会貢献等の活動を推進するとともに、社会の一員として関係法令等の遵守を徹底しています。こうした企業活動の積み重ねは、当社グループのブランド価値を向上させ、中長期的な企業価値の確保・向上に繋がるものと確信しています。

豊かな食生活の実現は、人類の不変的な欲求であり、その欲求に応える責務を果たすべく、当社グループでは安全かつ安心してご使用いただける高品質な「天然調味料」及び「機能性食品素材」を安定的に供給する事業体制を構築・維持しております。当社グループが築いてきた天然素材に関する豊富な経験とノウハウ、蓄積された高い技術力に加え、それを支える人材、そして創立以来培ってきたステーキホルダーからの信頼は、この事業体制の構築・維持に不可欠なものであり、これらが当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の源泉であると考えています。

## (2) 基本方針の内容

当社は、当社の支配権の移転を伴うような大規模買付行為（下記3(2)(a)に定義されます。以下同じとします。）について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様判断を委ねるべきものであると考えております。したがって、大規模買付行為があった場合にも、それが当社の企業価値の向上または株主の皆様共同の利益に資するものであれば、何らその行為を否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、当社が長年に亘り培った上記企業価値の源泉を理解することなく、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあるものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えています。そこで、当社は、特定の者またはグループが当社の議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することで、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令等及び定款によって許容される限度において当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。



## 2. 当社グループの企業価値・株主の皆様共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

### (1) 3カ年中期経営計画「Change & Challenge」

当社グループは、平成25年度から平成27年度までの3カ年中期経営計画「Change & Challenge」を策定し、新たな価値を創造し続けるグローバルな企業を目指し、本3カ年中期経営計画に基づき、“成長への再挑戦”と位置付けて、4つの柱（(i)既存事業の深化、(ii)新商品（サービス）開発、(iii)新規顧客開拓、及び(iv)新事業領域開拓）に経営資源（ヒト・物・金）を集中投入し、成長戦略を描いていくことを基本方針とし、これらに基づく以下の4つの重点施策を着実に進展させることで、当社グループの企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めています。

#### (a) 既存コア事業の深耕、BCP対応

事業構造改革により筋肉質になった収益構造を維持すると共に、当社の主力とする調味料事業及び機能食品事業を更に深耕します。また、事業継続計画（BCP）の観点から静岡県の内陸部に新工場（掛川工場）を建設し、平成26年8月に竣工いたしました。引き続き、生産効率向上と事業継続計画（BCP）を着実に進めてまいります。

#### (b) グローバル展開と新たな海外拠点（東南アジア）の設置

当社は、成長著しい中国への足掛かりとして平成16年に100%出資子会社「大連味思開生物技術有限公司」を設立し、海外展開を進めてきました。グローバル展開の第2弾として、今後成長が見込まれる東南アジアのマーケットを視野に入れ、ASEAN地域に海外拠点の設立を目指します。

#### (c) 新事業への挑戦

新たな成長エンジンの確立のため、当社グループの得意とする「おいしさと健康」の 카테고リーに加え、その周辺領域である農業分野、環境分野、化粧品分野等への事業拡大に挑戦します。

#### (d) グループ経営基盤の強化

グループ経営基盤の強化を目指し、子会社の事業構造改革を進めるとともに、本体・子会社とも経営指標を活かした管理を行い、全体最適の観点から収益力の向上と相乗効果の創出を図ります。

### (2) コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、ステークホルダーから一層の期待と信頼を獲得するために、健全で透明性の高い経営を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けています。

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役7名で構成され、法令等で定められた事項及び経営上の重要事項を審議・決定しています。また、取締役会を補完する機能として、執行役員制度を導入し、業務執行に係る責任と権限の明確化、意思決定の迅速化及びコーポレート・ガバナンスの強化を図っています。監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成され、監査役は取締役会やその他重要な会議への出席、業務

及び財産の状況調査等を通じて、取締役の業務執行を監査しています。また、当社は、社外取締役1名及び社外監査役2名のうち1名について、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員であると判断し、当社が上場する金融商品取引所に対し独立役員として届け出ております。かかる独立役員については、取締役会等における業務執行に係る決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べる等、一般株主の利益保護のための行動をとることが期待されます。

こうした経営体制のもとで、会社法及び金融商品取引法に準拠した内部統制システムの構築、リスクマネジメント・コンプライアンス関連の各種委員会を設置・運営することで具体的な施策を推進しています。

なお、業務執行と監督の分離を図り迅速な意思決定を行うとともに、社外取締役が監査を担い経営者選定・解職等の決定への関与を通じて監督機能をより一層強化することを目的に、当社は平成27年5月8日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様への承認を条件に、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました（監査等委員会設置会社への移行に係る議案につきましては、株主総会参考書類32頁をご参照ください。）。

### **3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について**

#### **(1) 本プランによる買収防衛策継続の目的について**

当社は、上記1のとおり、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、株主の皆様に必要な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に必要な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会によるそれを受けた新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であ

ると考えております。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、特別委員会（下記3(2)(e)に定義されます。以下同じとします。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同所有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいい、以下「例外事由該当者」といいます。）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランによる買収防衛策の継続が必要であるとの結論に達しました。本プランによる買収防衛策の継続に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいうまでもありません。そのため、当社といたしましては、本議案によって、本プランによる買収防衛策の継続につき株主の皆様のご意思を確認させていただくものです。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

また、平成27年3月31日現在における当社の大株主の状況は、事業報告の9頁をご参照ください。

## (2) 本プランの内容について

本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは（別紙1）のとおりですが、本プランの具体的内容は以下のとおりです。

### (a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①乃至③のいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます。）またはその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）
- ② 当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注7）
- ③ 上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数の場合を含みます。以下本③において同じとします。）

(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような当該他の株主に限り、)との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注8)を樹立する行為(注9)

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます。)は、当該特定の株主の共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項により共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。))。以下同じとします。)とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下同じとします。
- (注7) 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注8) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等

に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

(注9)本文の③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当該他の株主に対して下記(c)記載の情報に準じた情報を提供していただくよう要請することがあります。

#### (b)意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名または記名捺印のなされた書面及び当該署名または記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社代表取締役社長宛てに提出していただきます。当社代表取締役社長は、上記の意向表明書を受領した場合、速やかにこれを当社取締役会及び特別委員会に提出します。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況及び企図されている大規模買付行為の概要等も明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付者から意向表明書の提供があった場合、当社取締役会または特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

#### (c)大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会及び特別委員会が意向表明書を受領した日から5営業日（初日は算入されないものとします。）以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の①から⑫までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します。）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを特別委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会または特別委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び特別委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して（以下「意見形成」といいます。）、または当社取締役会が代替案を立案して（以下「代替案立案」といいます。）株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断、当社取締役会及び特別委員会による意見形成または当

社取締役会による代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、当社取締役会または特別委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちにその旨を株主の皆様に対して開示します。さらに、当社は、当社取締役会または特別委員会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って原則として適時適切に開示します。

なお、大規模買付ルールに基づく大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主または出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組員、出資者（直接であるか間接であるかを問いません。）その他の構成員並びに業務執行組員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容及び、過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）並びに役員の氏名、略歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）等を含みます。）
- ② 大規模買付者及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- ③ 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対象となる当社株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- ④ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を含みます。）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑤ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額及びその算定根拠を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（直接・間接を

問わず実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的取引の内容を含みます。)

- ⑦ 大規模買付行為の完了後に企図している当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）その他大規模買付行為完了後における当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、当社工場等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑧ 大規模買付者が濫用的買収者（下記(f)ア②に定義されます。）に該当しないことを誓約する旨の書面
- ⑨ 大規模買付行為に適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制、国内外の政府または第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- ⑩ 大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の遵守の可能性
- ⑪ 反社会的勢力及びテロ関連組織との関連性の有無（直接であるか間接であるかを問いません。）及び関連が存する場合にはその関連に関する詳細
- ⑫ その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会及び特別委員会を受領した日から原則として5営業日以内（初日は算入されないものとします。）に書面により大規模買付者に対して要求した情報

#### (d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記①または②の期間（いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会または特別委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算され、初日は算入されないものとします。）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度等を勘案して設定されたものです。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：最長60日間
- ② 上記①を除く大規模買付行為が行われる場合：最長90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点

から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得るものとします。なお、かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

なお、特別委員会が取締役会評価期間内に下記(f)に記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日は算入されないものとします。）延長することができるものとします（なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。）。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

#### (e) 特別委員会の設置

当社は、本プランによる買収防衛策の継続にあたり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役（補欠者を含みます。）並びに社外有識者の3名以上から構成される特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）を設置します。

特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び特別委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

本プランによる買収防衛策継続時における特別委員会の各委員の氏名及び略歴は（別紙2）のとおりです。

特別委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、特別委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、特別委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

#### (f) 特別委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

##### ア 特別委員会の勧告

特別委員会は、取締役会評価期間内に、次の①から③に定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

##### ① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内（初日は算入されないものとします。以下「是正期間」といいます。）に



当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します（当該違反が、是正されないことが明らかである場合においては、是正期間経過前においても、対抗措置発動を勧告します。）。かかる勧告がなされた場合、当社は、特別委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、特別委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

## ② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会は、当該大規模買付者が次の(ア)から(サ)までのいずれかの事情を有していると認められる者（以下「濫用的買取者」と総称します。）であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

(ア)真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買取を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合

(イ)当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合

(ウ)当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合

(エ)当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券、知的財産権等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさ

せるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合

(オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合

(カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません。）が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

(キ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合における、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要することをいいます。）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付けをいいます。）などに代表される、構造上株主の皆様への判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合

(ク) 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合

(ケ) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合

(コ) 大規模買付者の経営陣または主要株主若しくは出資者に反社会的勢力またはテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(サ) (ア)乃至(コ)の他、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を著しく損なうと合理的な根拠をもって判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

### ③ 特別委員会によるその他の勧告等

特別委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、必要な内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の不発動ないし撤回の決定等を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

#### イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動、不発動または中止その他必要な決議を行うものとします。

なお、特別委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にも問うべく下記ウの方法により当社株主総会を招集することができるものとします。また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外取締役を含む取締役全員の一致により決定することとします。対抗措置の発動、不発動または中止その他必要な決議に係る決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

#### ウ 当社株主総会の招集

当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は、当該判断結果を公表した日から原則として60日（初日は算入されないものとします。）以内を目標として、実務的に可能な範囲内で可及的速やかに当社株主総会を招集します。この場合には、大規模買付行為は、株主総会における対抗措置の発動議案の否決及び当該株主総会の終結後に行われるべきものといたします。当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

なお、当該株主総会の招集手続が開始された場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った等の場合には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

#### (g) 大規模買付情報の変更

上記(c)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会または特別委員会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切

に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

#### (h) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします（以下、割当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。ただし、会社法その他の法令等及び当社定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、(別紙3)に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i) 例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件、または(ii) 当社が本新株予約権の一部を取得することとするとときに例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

### 4. 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更等について

#### (1) 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更等について

本プランの有効期間は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策継続に関する承認議案が承認可決された時点から本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、当該取締役会終結時において、現に大規模買付行為を行っている者または当該行為を企図する者であって特別委員会において定める者が存在する場合には、当該行われているまたは企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。

本プランについては、本年以降、必要に応じて、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行います。

また、当社取締役会は、企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、本プランに違反しない範囲、または法令等及び金融商品取引所規則若しくはそ

のガイドライン等の改正等またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、特別委員会の承認を得た上で、上記当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会以外の時機においても、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会または特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(2) 本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案について

当社は、本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を本総会に付議します。

## 5. 株主及び投資家の皆様への影響について

(1) 本改正の効力発生時に本改正が株主及び投資家の皆様へ与える影響

本改正の効力発生時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本改正が、その効力発生時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の発行時においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当事者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得の手続について株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令等及び当社定款に従い、これを公告します。基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権を割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当てが行われる場合には、基準日における最終の株主

名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

当社は、基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主の皆様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言を含みます。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、本新株予約権 1 個当たり 1 円を払込取扱場所に払い込むとともに、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1 個の本新株予約権につき 1 株の当社普通株式が発行されることとなります。ただし、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約していただきますが、かかる誓約に虚偽が存した場合には、交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面、当社普通株式を交付するために必要な情報等を記載した書面等をご提出いただくことがあります。）。ただし、例外事由該当者については、前述したとおり、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時適切に開示しますので、当該内容をご確認ください。

### （ご参考）

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が制定し平成27年6月1日から適用されている「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

#### （1）企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上

本プランは、上記3（1）記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が特別委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見ま

たは代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、継続されるものです。

#### (2) 事前の開示

当社は、株主、投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切に所要の開示を行います。

#### (3) 株主意思の重視

当社は、本総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただきます。また、前述したとおり、当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様意思に係らしめられています。

#### (4) 当社取締役会による外部専門家の意見の取得

上記3(2)(d)記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

#### (5) 特別委員会の設置

当社は、上記3(2)(e)記載のとおり、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。また、特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び特別委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができます。これにより、特別委員会の勧告に係る判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

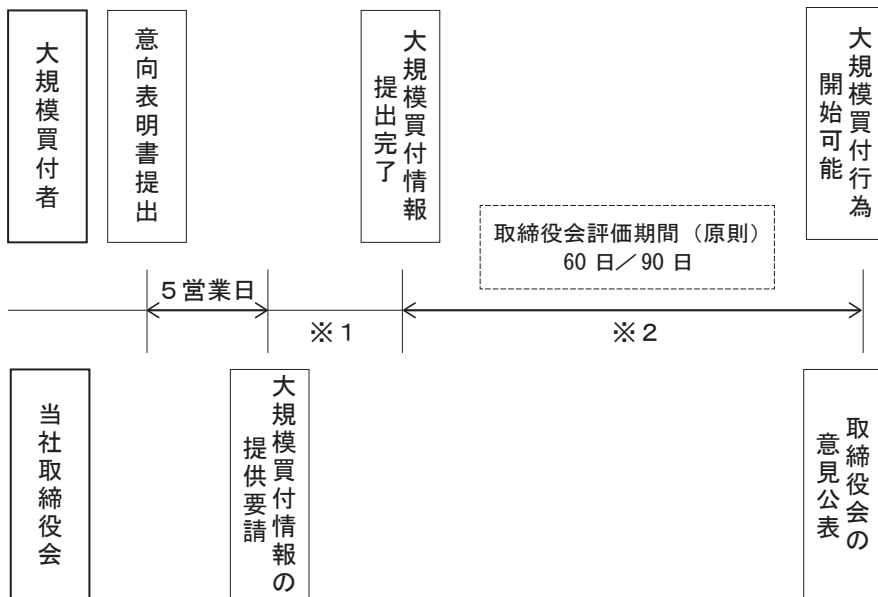
#### (6) デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記4記載のとおり、当社の株主総会または株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるものであり、また、当社は取締役の任期について期差選任制度を導入しておりませんので、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

(別紙 1)

## 本プランの手続の流れ

### 【大規模買付ルールに関する概要】

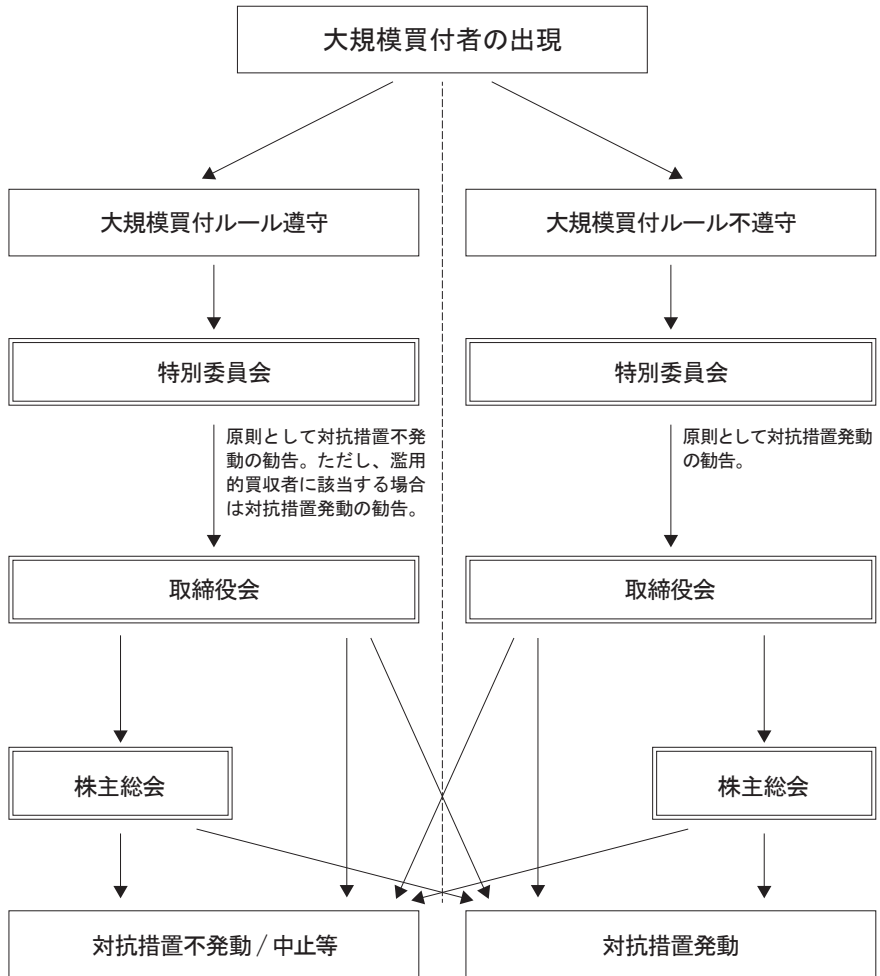


※1：当社取締役会または特別委員会が、当初提供を受けた情報だけでは当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び特別委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して（以下「意見形成」といいます。）、または当社取締役会が代替案を立案して（以下「代替案立案」といいます。）株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的な期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び特別委員会による意見形成及び当社取締役会による代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。



- ※ 2 : 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間（初日不算入）、その他の大規模買付行為の場合には90日間（初日不算入）。なお、特別委員会が取締役会評価期間内に一定の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします（なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。）。
- ※ 3 : 特別委員会は当社取締役会に対し必要に応じて勧告を行います。
- ※ 4 : 当社取締役会は、必要に応じ、当社取締役会として株主の皆様へ大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等の提示を行い、また、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行います。
- ※ 5 : 当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきものと判断した場合には、当社取締役会は、当該判断結果を公表した日から原則として60日（初日不算入）以内を目標として、実務的に可能な範囲で可及的速やかに当社株主総会を招集します。

【対抗措置発動に関する概要】



※（別紙1）は、本プランの手の続の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本議案の本文をご参照ください。

(別紙2)

特別委員会委員の氏名及び略歴

- [氏名] 澤本 猪三雄 (さわもと いさお)  
昭和14年6月13日生まれ
- [略歴] 昭和33年4月 株式会社静岡銀行入行  
平成5年4月 同行 理事検査部長  
平成6年4月 元旦ビューティー工業株式会社出向  
同社 常務取締役  
平成17年6月 同社 取締役副社長  
平成18年6月 同社 取締役 退任  
当社非常勤監査役  
平成22年6月 当社常勤監査役  
平成25年6月 当社社外取締役 (現任)  
※澤本猪三雄氏は、本定時株主総会における、社外取締役(監査等委員である取締役以外の取締役)候補者及び補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。
- [氏名] 小山 圭子(こやま けいこ)  
昭和44年1月17日生まれ
- [略歴] 平成3年4月 キリンビール株式会社入社  
平成15年1月 同社 退社  
平成16年1月 高澤社会保険労務士事務所(現:社会保険労務士事務所オフィスアールワン)入所  
平成17年11月 同所 退所  
平成18年4月 社会保険労務士小山事務所開所  
同所 所長(現任)  
平成18年7月 財団法人しずおか産業創造機構(現:静岡県産業振興財団)経営支援アドバイザー(現任)

- 平成18年10月 静岡市中小企業支援センター専門家派遣アドバイザー（現任）
- 平成19年4月 社団法人静岡県労働基準協会連合会労働時間等設定改善援助事業アドバイザー
- 平成20年4月 静岡県労働局労働時間等設定改善アドバイザー
- 平成24年4月 中小企業団体中央会中小企業相談支援事業派遣専門家（現任）
- 平成26年6月 当社社外監査役（現任）
- ※小山圭子氏は、本定時株主総会における、監査等委員である社外取締役候補者です。

〔氏名〕 碓氷 泰市（うすい たいいち）

昭和23年3月27日生まれ

- 〔略歴〕 昭和50年3月 東北大学大学院農学研究科博士課程修了  
農学博士（東北大学）
- 昭和52年6月 静岡大学農学部農芸化学科 助手
- 平成元年9月 静岡大学農学部応用生物化学科 教授
- 平成17年4月 国立大学法人静岡大学農学部長
- 平成22年3月 国立大学法人静岡大学理事
- 平成27年3月 国立大学法人静岡大学理事 退任

(別紙 3)

## 新株予約権の無償割当ての概要

### 1. 割当対象株主

取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

### 2. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

### 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して行われる出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

### 6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（なお、例えば、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」という。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得る。）。

### 7. 当社による新株予約権の取得

当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別に定める日が到来すること等を条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項を取締役会において付すことがあり得る。

## **8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）**

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (a) 株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 特別委員会の全員一致による決定があった場合
- (c) その他取締役会が別途定める場合

## **9. 新株予約権の処分に関する協力**

新株予約権の割当てを受けた例外事由該当者が当社の企業価値または株主共同の利益に対する脅威ではなくなると合理的に認められる場合には、当社は、特別委員会への諮問を経て、当該例外事由該当者からその所有に係る新株予約権または新株予約権の取得対価として当該例外事由該当者に交付された新株予約権の処分について、買取時点における公正な価格（投機対象となることによって高騰した市場価格を算定の基礎から除外して算定するものとする。）で第三者が譲り受けることを斡旋するなど、合理的な範囲内で協力するものとする。ただし、当社はこのことに関し何らの義務を負うものではない。

## **10. 新株予約権の行使期間等**

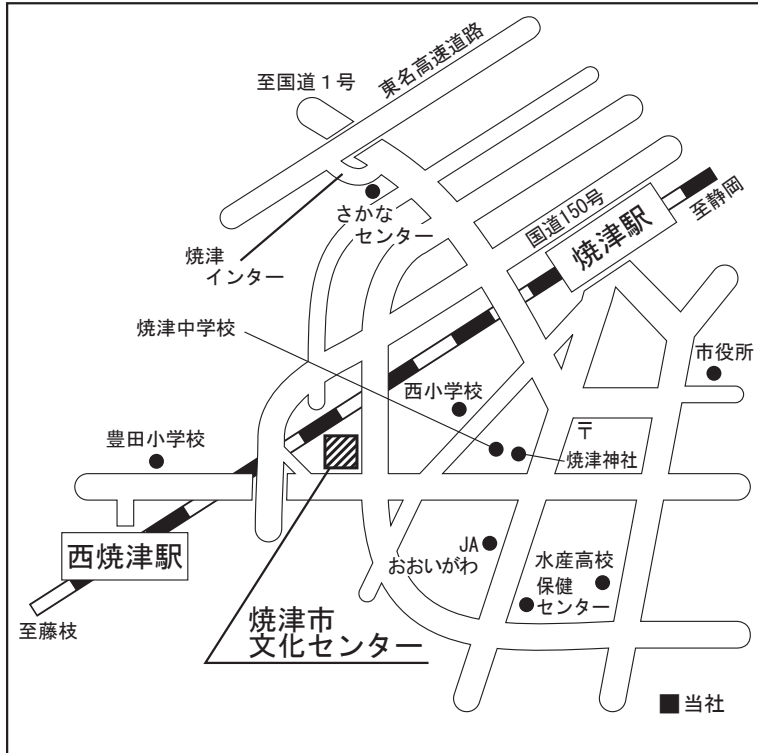
新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

以上



## 第56期定時株主総会会場ご案内図

会場 静岡県焼津市三ヶ名1550番地  
焼津市文化センター1階小ホール  
電話 054 (627) 3111



- 交通
- ・ JR東海焼津駅南口より1.5km、徒歩25分
  - ・ JR東海西焼津駅北口より2km、徒歩30分
  - ・ 東名高速道路焼津インターより3km